

随意契約及び比較見積を徴取しない理由書

工事名：一級河川 尻無川 尻無川左岸15号鉄扉修繕工事

西大阪治水事務所が所管する鉄扉は、高潮・津波発生時に、迅速かつ確実な動作が求められ、府民の生命と財産を守る重要な防災施設である。

本工事は、不具合が生じている尻無川左岸15号鉄扉の機器の取替をおこなうものである。

当該設備の構成機器は汎用機器ではなく、特別に設計、製作されたものであり、機構・動作において固有の機能を有している。

本工事を実施するためには、当該設備の製作詳細図、既設構造計算書等を熟知し、当該設備の設計・製作及び据付についての技術的な専門知識など特別な能力を有していることが必要である。

以上のことから、本工事を履行できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した日立造船株式会社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号に基づき、比較見積を省略し、同社から見積り徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。